

長期の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（福島市）に滞在を続けたが、放射性物質から少しでも逃れるために夏休みや週末に山形県への短期避難を実行した申立人ら家族（大人2名、子供3名）に、平成24年に発生した避難費用（福島・山形間のガソリン代）の一部等が賠償された事例（なお、和解契約書中の①生活費増加費用と④精神的損害は、いわゆる定額賠償金に相当する部分である。）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

平成23年分

① 生活費増加費用	1, 280, 000円
② 除染費用	376, 635円
③ 線量計購入費用	9, 800円
④ 精神的損害	680, 000円
⑤ 弁護士費用	70, 393円

平成24年分

⑥ 避難費用	107, 691円
⑦ 弁護士費用	3, 231円

和解案（既払い金196万円を考慮済） 567, 750円

期 間

①、②、③、④及び⑤：平成23年3月11日から同年12月末日

⑥及び⑦：平成24年1月1日から同年10月末日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金567, 750円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 領収書原本の授受

（1）申立人は、被申立人に対し、本件除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

（2）申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

(3) 被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月13日

（仲介委員 尾野恭史）